

南丹都市計画地区計画（野条馬場地区）

	名 称	野条馬場地区地区計画
	位 置	亀岡市篠町野条イカノ辻南、井ホラ、上又、馬場、馬場前及び池ノ下
	面 積	約 6 . 4 h a
区域の整備・開発・保全の方針	地区計画の目標	当地区は、本市の中心部から南東に約 3 k m を隔て、市域の骨格となる主要幹線道路が交差する位置にある。現在、民間による大規模商業施設が立地しており、この商業施設を含めて市東部地区における近隣商業・業務の核となるよう地区計画を定め、良好な市街地の形成を誘導する。
	土地利用の方針	幹線道路の交差点に隣接する地区にふさわしい健全な商業・業務施設等を中心とした土地利用の誘導を図る。
	地区施設の整備方針	既に整備された道路については円滑な交通機能を保全し、歩行者空間についても良好な景観や安全性を備えた快適な空間となるよう整備・保全する。また緑化を推進するとともにその維持保全を図る。
	建築物等の整備の方針	<p>主要幹線道路に面した近隣商業・業務の核として、良好な市街地形成を誘導していく。</p> <p>特に地区整備計画を定める区域にあっては、将来的にも、地域住民の利便性を考慮した健全な店舗等生活サービス施設の立地地区として、その機能が維持できるよう、建築物の用途等の制限を定める。</p>

地 区 整 備 計 画	区域の面積	約 3.6ha
	地区施設の配置及び規模	道路 区画道路（幅員 12～9m）は計画図表示のとおり
	建築物の用途の制限	<p>次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <p>(1) 専用住宅（建築基準法別表第2(イ)項第1号に規定する「住宅」をいう。）</p> <p>(2) 学校（各種学校を除く。）</p> <p>(3) 老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの</p> <p>(4) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの</p> <p>(5) 自動車教習所</p> <p>(6) 畜舎で延床面積の合計が15㎡を超えるもの</p> <p>(7) マージャン屋、パチンコ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの（ゲームセンターを除く。）</p> <p>(8) 倉庫業を営む倉庫</p> <p>(9) 原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が50㎡を超えるもの（作業場の床面積が150㎡を超えない自動車修理工場を除く。）</p> <p>(10) 建築基準法別表第2(ト)項第3号に規定する事業を営む工場</p> <p>(11) 建築基準法別表第2(ト)項第4号に規定する危険物の貯蔵又は処理に供する建築物</p>
	建築物の敷地面積の最低限度	<p>1. 建築物の敷地のうち、都市計画道路新国道線・馬堀停車場篠線、地区施設に指定する区画道路に接する敷地（国有水路敷を介して道路に接する場合を含む。）については200㎡、その他の敷地については100㎡とする。</p> <p>2. 前項の規定は、巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第130条の4に規定する公益上必要な建築物の敷地については適用しない。</p>
壁面の位置の制限	<p>1. 敷地境界線のうち道路境界線（国有水路敷を介して道路に接する場合を含む。また道路の隅切部分を除く。）で、計画図に表示する部分から建築物の外壁又は、これにかわる柱（以下「建築物の外壁等」という。）の面までの距離の最低限度は2m、または1mとする。（図示）</p> <p>2. 前項の規定は、次の各号の一に該当する建築物については適用しない。</p> <p>(1) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第130条の4に規定する公益上必要な建築物</p> <p>(2) 前項に規定する敷地境界線からの距離の最低限度に満たない部分の建築物の外壁等の中心線の長さの合計が、4m以下である建築物</p> <p>(3) 車庫、物置その他これらに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下の附属建築物</p>	

「区域は計画図表示のとおり」